

## 天童市告示第158号

天童市ロゴマーク等使用取扱要領を次のように定める。

平成25年6月21日

天童市長 山本信治

### 天童市ロゴマーク等使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が制定したロゴマーク等（以下「ロゴマーク」という。）の使用に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 使用申請書（様式第1号）
- (2) ロゴマークの使用状況が分かる企画書等（利用イメージ案、原稿等）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の使用申請書を受理した場合は、必要な審査を行い、ロゴマークの使用を認めるときは、使用承認書（様式第2号）を当該使用申請書を提出した者に交付するものとする。

3 市長は、前項の規定によるロゴマークの使用を承認するとき、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第3条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用条件)

第4条 第2条第2項の規定によりロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、ロゴマークを使用するときは、デザインマニュアルを順守し、及びロゴマークを適正に使用しなければならない。

(使用承認の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するものに使用されるおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用されるとき、又はその活動を支援しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (3) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しないとき、又は使用しないおそ

れがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がロゴマークの使用を承認することが不適切であると認めるとき。

(使用承認の取消し)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用の承認を取り消すものとする。

(1) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(2) この要領の規定又はロゴマークの使用の承認に付した条件に違反したとき。

(3) 虚偽又は不正の事実に基づき使用の承認を受けたとき。

2 市長は、前項の規定によるロゴマークの使用の承認の取消しによって生じた使用者及び第三者の損害に関し、一切の責任を負わない。

(使用承認の期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、使用の承認を得た日から2年間を限度とする。

(使用状況等の調査)

第8条 市長は、ロゴマークの適正な使用を図るため必要と認めるときは、使用者に対し、その使用状況について報告を求めることができる。

(事故、苦情等の処理)

第9条 使用者は、ロゴマークの使用に伴う事故、苦情等が発生したときは、自らの責任のもとに必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の事故、苦情等に関し、一切の責任を負わない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要領は、告示の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（宛先）天童市長

（申請者）住所  
団体の名称  
代表者氏名  
電話番号  
（使用責任者）氏名  
電話番号

使用申請書

天童市ロゴマーク等を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請区分

- 新規  
 継続（承認番号第 号）

2 使用目的

3 使用期間（2年以内の期間で記載してください。）

年 月 日から 年 月 日まで

4 添付書類

天童市ロゴマーク等の使用状況が分かる企画書等（利用イメージ案、原稿等）

様式第2号（第2条関係）

第 号  
年 月 日

様

天童市長

### 使用承認書

年 月 日付けで申請のありました天童市ロゴマーク等の使用について、  
下記のとおり承認します。

#### 記

1 承認番号  
第 号

2 使用期間  
年 月 日から 年 月 日まで

3 使用目的

--

4 順守事項

- (1) 天童市ロゴマーク等を使用した物品等（以下「物品等」という。）を一般に販売、公開、配布等をする前にその写真又は現物を提出すること。
- (2) 申請した内容に変更があったときは、使用申請書（様式第1号）により速やかに変更の申請を行うこと。
- (3) 天童市ロゴマーク等の使用を取り消されたときは、直ちにその使用を中止し、物品等の回収、撤去等を行うこと。